

為替予約 (振当/独立)

判断フロー & 仕訳早見表



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

為替予約とは、為替レートを固定する契約

為替予約とは、**将来の外貨建て取引に対して、あらかじめ為替レートを固定しておく契約**です。たとえば「3か月後に10,000ドルを支払う」場合、1ドル=150円で予約すれば、相場が動いても150円で決済できます。円高・円安のリスクを回避し、経費や原価の見通しを立てやすくなります。

一方、会計処理が複雑になる側面もあります。**処理方法の選択を誤ると、決算書に意図しない損益が計上**される可能性があります。正しい判断フローを理解しておきましょう。

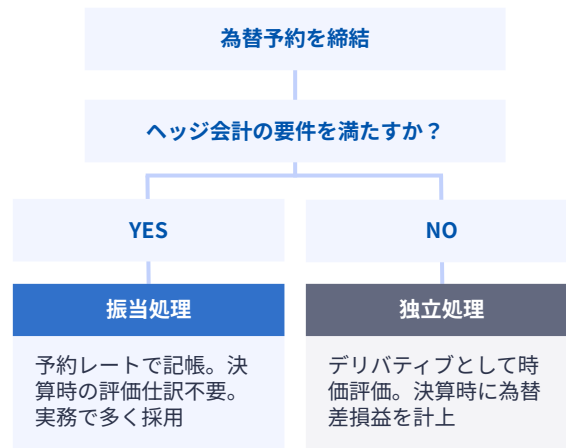
振当処理 or 独立処理？ — 判断フロー

会計処理方法は、ヘッジ会計の要件を満たすかどうかで決まります。

ヘッジ会計の要件

- 1 為替予約が企業のリスク管理方針に基づいて締結されていること
- 2 為替予約と外貨建取引が同一通貨・同一金額・同一期日に対応していること
- 3 ヘッジの有効性が定期的に確認されていること

※ 振当処理は会計基準上「当分の間の特例」として認められている処理です。一度採用したら継続適用が原則で、独立処理へ変更した後に振当処理へ戻すことは認められていません（実務指針第3項）。



独立処理の仕訳パターン 1

為替予約をデリバティブとして別個に時価評価します。決算時に評価損益を計上しますが、決済時にゼロになります。

輸入取引（ドル建て仕入）

前提 10,000ドルの仕入、予約レート150円、決算時レート145円

取引発生時

➡ 実勢レート150円

借方	金額	貸方	金額
仕入	1,500,000	買掛金（ドル建）	1,500,000

決算日

➡ 市場レート145円 →
評価損が発生

借方	金額	貸方	金額
為替差損益	50,000	為替予約（負債）	50,000

決済日

➡ 予約レート150円で支払

借方	金額	貸方	金額
買掛金（ドル建）	1,500,000	普通預金	1,500,000
為替予約（負債）	50,000	為替差損益	50,000

※ 評価損は決済時の洗替で解消。予約レート通りに決済すれば為替差損益はゼロです。

独立処理の仕訳パターン 2

輸出取引（ドル建て売上）

前提 10,000ドルの売上、予約レート145円、売上時140円、決算時148円

■ 売上計上時

▶ 実勢レート140円

借方	金額	貸方	金額
売掛金（ドル建）	1,400,000	売上	1,400,000

■ 決算日

▶ 市場レート148円 →
評価益が発生

借方	金額	貸方	金額
為替予約（資産）	30,000	為替差損益	30,000

■ 決済日

▶ 予約レート145円で入金

借方	金額	貸方	金額
普通預金	1,450,000	売掛金（ドル建）	1,450,000
為替差損益	30,000	為替予約（資産）	30,000

振当処理の仕訳パターン

為替予約と外貨建取引をひとまとめに処理。予約レートで記帳し、決算時の評価仕訳は不要です（実務指針第8項）。

輸入取引（予約レート150円）

■ 仕入発生時

▶ 同日に為替予約を締結

借方	金額	貸方	金額
仕入	1,500,000	買掛金（ドル建）	1,500,000

■ 決済時

▶ 予約レートで支払

借方	金額	貸方	金額
買掛金（ドル建）	1,500,000	普通預金	1,500,000

※ 決算を挟んでも評価仕訳は不要。為替差損益は一切発生しません。

輸出取引（予約レート145円）

■ 売上計上時

▶ 同日に為替予約を締結

借方	金額	貸方	金額
売掛金（ドル建）	1,450,000	売上	1,450,000

■ 決済時

▶ 予約レートで入金

借方	金額	貸方	金額
普通預金	1,450,000	売掛金（ドル建）	1,450,000

決算前に確認したい実務チェックポイント

独立処理と振当処理 — 比較早見表

比較項目	独立処理	振当処理
位置づけ	原則的処理	特例（当分の間）
ヘッジ会計の要件	不要	必要
決算時の評価仕訳	必要（時価評価）	不要
使用レート	実勢＋予約	予約のみ
損益への影響	評価損益が変動	安定（変動なし）

決算前チェックリスト

- 処理方法は会計方針として決定・継続適用されているか
- 契約台帳と対象取引の対応関係は明確か
- 独立処理：決算日の評価損益を計上しているか
- 振当処理：帳簿のレートが予約レートに統一されているか
- 翌期の洗替仕訳・決済仕訳の準備はできているか



※ 2025年3月期より改正法人税等会計基準（企業会計基準第27号）が原則適用。繰延ヘッジ損益に対する課税の計上区分が見直されています。